

地域的・時期的に近い知識の例…和泉監知識経（天平2 = 730）行基に係る可能性。
瑜伽師地論卷二十六奥書

「
書写 石津連大足
和泉監大鳥郡日下部郷天平二年歳次庚午九月書写奉
大檀越 優婆塞練信 惣知識七百九人 男二百七十六
從七位下大領勲十二等日下部首名麻呂 女四百卅三」

奥書自体が表明している知識集団の単位：「和泉監大鳥郡日下部郷」

監（国に相当）－郡－郷…律令行政機構名を単位とする。

知識の主体は律令国家ではなく郡司。

郡司らが律令行政単位を利用。信仰に基づく独自の組織を作っているのではない。

人数：50戸 = 1郷に相当。

現実に本貫が日下部郷の戸籍に登録された者のみで構成されていたとは限らない。

他郡他郷の者が入っていた可能性は当然あり。

知識集団の自己認識としてはあくまで監・郡・郷が単位。

同様に律令行政単位が知識集団の単位となっている例…川内国志貴評知識経（686）

金剛場陀羅尼経卷一奥書

「歳次丙戌年五月川内国志貴評内知識為七世父母及
一切衆生敬造金剛場陀羅尼経一部藉此善因往生浄
土終成正覚 教化僧宝林」

家原邑知識経 大般若波羅密多経（天平勝宝6 = 754）

卷四百二十一「家原邑」

卷四百二十六「家原里」

卷四百二十九「家原里」（河内国大県郡家原里）

七世紀段階から知識集団の単位を律令行政機構としている例あり。

類例から判断して、愛知県資料の「池田里」も律令行政単位。

大野寺土塔出土資料で行政単位名を書くものは、他に1点のみ。「□小林里林□」

行政単位を書く資料は少数。同じ窯跡出土と推定される愛知県資料でも1点のみ。

→無視可能な例外か？何故これだけ里名を記したのか。何故他は記さないのか。

池田里 = 和泉郡

大野寺土塔は大鳥郡

隣郡だからことさらに里名を書く（里名さえ書けば和泉郡であることは明白）。

逆に、他の里名のない人名は大鳥郡。

大鳥郡の人間が、同郡内の大野寺土塔に寄進するための瓦を、同郡内の大野寺瓦窯で
製作しているときに人名を記入する際は、「大鳥郡」は自明だから書く必要なし。

…郡里名のないものはかえって大鳥郡であることを示す。同郡であることを意識。

他郡のみことさら区別するために里名を明記する必要あり。